

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

職業能力開発促進法

第19条(職業訓練の基準:職業訓練の水準の維持向上のための基準を規定)→規則第10条～第15条
第28条(職業訓練指導員免許:免許取得について規定)→規則第36条の6

職業能力開発促進法施行規則・別表

第10条(普通課程の訓練基準→規則別表第2)
第12条(専門課程の訓練基準→規則別表第6)
第36条の6(長期課程の指導員訓練基準→規則別表第8)

規則別表

主要な産業分野に関して訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

近年の技術・産業動向等との乖離等

見直しの必要

1. 普通職業訓練の普通課程(規則別表第2)
→電気・電子分野について見直し
2. 高度職業訓練の専門課程(規則別表第6)
→電子・情報通信分野について見直し
3. 指導員訓練の長期課程(規則別表第8)
→ものづくり基盤産業分野への集約を図るため、見直し



各分野及び職業訓練等の有識者で構成する
専門調査員会を設置し、検討

省令改正

改正内容

1. 普通職業訓練の普通課程(規則別表第2)

- (1) 電気・電子分野の訓練科の見直し検討を行い、技能技術・動向を踏まえ、訓練基準の改正を実施(教科及び訓練時間数の配分等の改正)。

改正した訓練科: 製造設備科、電気通信設備科、電子機器科、電気機器科、
コンピュータ制御科、電気製図科、発変電科、送配電科、電気工事科

- (2) 電気設備の設計及び施工管理ができる者や保守管理ができる者への需要の高まりを踏まえ、「電気設備科」及び「電気設備管理科」を新設。

(当該訓練科の担当免許職種(規則別表第11)も併せて改正)

2. 高度職業訓練の専門課程(規則別表第6)

電子分野と情報分野を融合する領域における人材需要の高まりを踏まえ、「電子情報制御システム系電子情報技術科」を新設。

3. 指導員訓練の長期課程(規則別表第8)

- (1) ものづくりを支える基幹産業分野を中心とした訓練ニーズに対応していくため、現在7科ある訓練科を4科に再編。

(現行) 機械制御システム工学科、精密機械システム工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、情報システム工学科、通信システム工学科及び建築システム工学科(7科)

(改正) 機械システム工学科、電気システム工学科、電子情報システム工学科及び建築システム工学科(4科)

- (2) 取得できる指導員免許職種の拡大を図るため、選択科目制を導入。
(取得できる免許職種(規則第38条)も併せて改正)